

融 資

融資制度内容

この制度にご加入後、6か月間継続して掛金の払込みをいただくと、融資の申し込みができます。

資金使途および融資期間

運転資金・設備資金→60か月以内（うち据置期間6か月以内）
 災害特別資金 →84か月以内（うち据置期間6か月以内）
 生活関連資金 →60か月以内

融資限度額

1口につき50万円まで最高1,500万円まで（生活関連資金は200万円、または貯蓄積立金範囲内）
 また、災害特別資金については別枠の1口50万円で災害認定額を上限とし、上記を含めて1,500万円までです。

融資利率および返済方法

基準利率 2.0% 貯蓄積立金範囲内 1.7%
 災害特別資金 1.8% 生活関連資金 3.0%
 県信用保証協会付 1.7% ※返済は割賦または、一括返済です。

保証人および担保

1人以上です。融資申込額が貯蓄積立金の範囲内の場合には必要ありません。担保および信用保証の提供は金融機関所定の方法によります。

商工貯蓄共済加入者カードローン

ご利用いただける方

- 次の要件を全て備えている方
- 商工貯蓄共済に2口以上加入の方で、掛金に遅滞のない方。
 - 20歳以上70歳以下で、前年の年収が150万円以上ある方。
 - 商工会会員の従業員の方は、同一事業所に1年以上勤務している方。
 - 営業を行なっている方および法人の役員の方は、1年以上の営業実績を有する方。
 - 過去に借入金などの延滞、代弁償の事故がない方。
 - 七十七銀行が指定する保証会社の保証が得られる方。

ご融資限度額

商工貯蓄共済加入口数	2口以上 4口以下	50万円
	5口以上	100万円

ご利用方法

- カード1枚でC D機・A T M機からお手軽にスピーディに借入できます。
- お使いみちは自由です。ただし、事業資金、借入金返済金を除きます。

ご返済

- 自動引落としによる返済額は、貸越残高に応じて5千円～2万円
- ご融資利率(七十七 銀行カードローン標準利率から4.0%引き下げた利率、保証料含む)
- 7.0% (令和4年7月1日現在)

担保及び保証人

- 株式会社カードの保証ですから、担保も保証人も不要です。

PET / CTによるがん検診割引サービスのご案内

1. 対象者

商工貯蓄共済加入者および被共済者と加入者のご家族（加入者が法人の場合は役員および従業員）

2. 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入のうえ、希望日の4週間前を目安に商工会へ提出してください。

3. 検診機関

仙台画像検診クリニック
 〒980-0022 仙台市青葉区五橋2丁目1-25
 フリーダイヤル 0120-865-750
 TEL 022-211-9877
 FAX 022-211-9876

コ ー ス		検診時間の目安	一般料金	割引対象者
A	P E T / C T 検 診	約3時間	82,000	77,900
B	P E T / C T 人 間 ド ッ ク	約3.5時間	95,000	90,250
C	P E T / C T が ん 検 診	約3.5時間	115,000	109,250
D	P E T / C T ・ M R I 検 診	約5時間	170,000	161,500
P (プレミアム)	P 1 (当日結果説明つき)	約6.5時間	220,000	209,000
	P 2 (免疫力判定検査つき)	約6時間	200,000	190,000
	P 3 (PEMつき※女性専用)	約6時間	220,000	209,000
M	M R I 人 間 ド ッ ク	約2時間	60,000	57,000

※詳細は別紙チラシをご覧ください。

人間ドック費用助成

1. 対象者

商工貯蓄共済に10口以上加入し、掛金の遅滞がなく継続している加入者

またはその加入者が指定した方。（家族又は従業員）

2. 助成内容

1日または宿泊を要する人間ドックを受診した場合に、10,000円を限度に助成します。

ただし、年1回を限度とし、先着50名様までです。

3. 助成方法

- ①受診希望者は、商工会備付の「人間ドック費用助成申込書」を商工会へ提出し、助成についての確認を受け、受診してください。
- ②受診者は受診料の領収書の写しを商工会へ提出してください。後日、商工会より助成金をお渡しいたします。



4. 受診機関

- ①1日または宿泊を要する人間ドックを行なっている病院等
- ②医療法人財団 明理会
 IMS Me-Lifeクリニック仙台
 〒983-8477
 仙台市宮城野区榴岡1丁目1-1
 J R仙台イーストゲートビル4階
 TEL : 022-792-5000 FAX : 022-792-5001
- ③一般財団法人 社の都産業保健会 一番町健診クリニック
 〒980-0811
 仙台市青葉区一番町4丁目9-18 T I Cビル5階
 TEL : 022-217-6678
 健診フロア/5階：メンズフロア<男性専用>
 4階：レディースフロア<女性専用>

※受診機関が決まっていない方は②③の受診機関を紹介いたしますので商工会にお申し出ください。

※費用助成はありませんが、大口加入者以外の方でも健康保持のため人間ドックをぜひ受診ください。②③の受診機関を紹介いたします。

2022年8月作成

県下各商工会 宮城県商工会連合会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14-2 (宮城県商工振興センター2階) TEL 022-225-8751

貯める楽しみ

備える安心

入って実感

商工貯蓄共済

貯蓄

知らず知らずに貯まり、
 将来の資金づくりに
 最適です



保障

安心の死亡保障を
 備えることで、
 生活の安定につながります



融資

長期で低利な
 融資制度により、
 事業促進に役立ちます



6歳から70歳まで申し込めます

特約で医療保障が追加できます

商工会名：

1. 商工貯蓄共済は、商工会員のための死亡保障です
 2. 万一の場合、保険金と積立金をお支払いします
 3. 商工会が請求等の手続きをサポートします
- 商工会員の強い味方！お申し込みは商工会へ

商工貯蓄共済

保障 (安心の死亡保障)

全国規模の集団扱いによる商工貯蓄共済制度は、安い保険料で大きな保障を得られます。

融資 (安心活用)

長期で低利な融資制度により、事業促進に役立ちます。なお、この融資は商工会があっせんし、取扱金融機関が決定します。

1. ご加入できる方

- ・加入者・・・商工会の会員とその家族及び従業員
 - ・被共済者・・・商工会の会員とその家族及び従業員
- 契約年齢6歳～65歳(5年満期は70歳)までの健康な方

2. 共済期間

10年満期または5年満期を選択

3. 加入口数

被共済者1人につき30口まで

※ただし、10年満期6歳～14歳については、加入できる通算保険金が他社(共済も含む)既契約も含め、1,000万円以内となり、加入限度口数は10口までです。

4. 保険金(給付金)

年齢により1口あたり25万円～100万円の死亡保険金(または高度障害給付金)

万一の死亡保険金請求は、ご加入の商工会にお知らせください。

5. 掛金・保険料・事務手数料(経費)

- ・掛金は年齢に関わらず、1口あたり月額2,000円です。掛金納入は、指定預金口座からの振替(毎月14日、県内に本店のある金融機関)、または集金です。
- ・商工貯蓄共済保険料は、年齢により1口あたり年額173円～5,282円です。※詳しい保険料はお問い合わせください。
- ・事務手数料(経費)は、1口あたり年額1,200円です。

6. 積立金及び利息

毎月の掛金から年1回商工貯蓄共済保険料と事務手数料(経費)が差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。(2年目から金融機関の預入期間1年の定期預金と同率の利息がつきます。)

7. 加入申込手続

加入者、被共済者の自署、捺印の加入申込書が必要です。初回掛金は現金でお納めいただきます。また、満15歳未満の方を被共済者とする場合、加入できる通算保険金が他社(共済も含む)既契約も含め、1,000万円以内となりますので申込時にご確認が必要となります。

8. 告知と診査

加入申込の際は、健康状態について被共済者自身の告知書の記入が必要です。ただし、告知内容が事実と相違するとご契約をお引受け出来ない場合や保険金が支払われない場合があります。

貯蓄

(知らず知らずに貯まり、
将来の資金づくりに最適です)

毎月の共済掛金(1口2,000円)から年に1回、商工貯蓄共済保険料と事務手数料(経費)が差し引かれ、残りの大部分が貯蓄積立金となります。



また、告知の内容により健康診断結果表の提出や医師の診査が必要となることがあります。

9. 保険契約の発効

加入を申し込み、保険会社が承諾した時、契約の発効となります。(保険契約日は、申込締切日(基準:毎月20日)までに商工会に提出いただいた翌月1日となります。)

引受保険会社:ジブラルタ生命保険株式会社

10. 保険の配当金

配当金がある場合は満期時、または中途解約時、死亡保険金(高度障害保険金)支払時に払い込まれた商工貯蓄共済保険料に応じて配当金が貯蓄積立金に加算して支払われます。

11. リビング・ニーズ特約の付加

追加保険料なしでリビング・ニーズ特約が付加され、被共済者が余命6カ月以内と診断された時に、保険金額の一部または全部を受け取ることができます。(個人加入の場合:上限3,000万円、法人加入の場合:全額)

12. 貯蓄積立金一部払出制度 ※共済期間10年満期対象

急な資金が必要なときに、商工貯蓄共済を解約することなく貯蓄積立金の一部を払い出すことができます。加入後2年を経過し、掛金の延滞がなく、商工貯蓄共済融資制度を利用していない場合に限り、制度取扱要領に則って一部を払い出すことができます。(詳しくはご加入の商工会へお問い合わせください。)

13. 満期更新の特典

加入期間が満期になった時、被共済者が同一で前契約保険金額の範囲内更新の場合には、現在病気治療中であっても健康告知なしで加入することができます。ただし、加入時に特別条件付の方は更新できません。新たに加入申込扱いとなります。

14. 貯蓄積立金の返戻

満期金:共済期間の満期時に貯蓄積立金に利息・満期配当金を加算してお渡しいたします。
中途解約金:途中で共済を解約されたとき、または被共済者が亡くなられたとき、それまでの貯蓄積立金等をお渡しいたします。

商工貯蓄共済の貯蓄積立金について(重要事項説明書)

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、金融機関へ預託しております。預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて減額される場合があります。

商工貯蓄共済『医療保障特約型』

医療保障特約型は、主に病気や不慮の事故による入院時の保障を目的としており、商工貯蓄共済制度に付加できます。病気やケガによる入院、所定の手術を保障します。疾病により所定の身体障害状態になられたときは、その後の保険料のお払い込みが免除になります。

中途加入
できます

加入

加入者の資格・・・商工会の会員ならびに従業員(家族従業員を含む)

被共済者の資格・・・商工貯蓄共済の被共済者

契約年齢6歳～65歳(5年満期は70歳)までの健康な方

入院

災害・疾病
入院給付金

1泊2日からの入院を保障します。継続して2日以上入院をしたときは、1日目から入院給付金をお支払します。(1入院あたりの支払限度120日、通算支払限度1,095日)

手術

手術給付金

手術1回につき、
また手術の種類により

無事故給付金

保障期間中に入院、
手術等給付金の請求がなかった場合
にお支払い

先進医療給付金

先進医療特約の限度額は通算2,000万円(加入タイプ・加入期間同一保障)

※先進医療特約が付加されていない契約の場合があります。詳しくは保険証券でご確認ください。付加されていない場合、先進医療特約を追加契約することも可能ですので、ご加入の商工会にご相談ください。

10年保障タイプ
5年保障タイプ

日額5,000円プラン

10年保障タイプ
5年保障タイプ

日額10,000円プラン

20万円・10万円・5万円

40万円・20万円・10万円

10年保障タイプ
5年毎に5万円
(合計10万円)

5年保障タイプ
満期時に10万円

10年保障タイプ
5年毎に10万円
(合計20万円)

5年保障タイプ
満期時に20万円

※詳しくは別途チラシをご覧ください。

10年満期		保険金(1口あたり)	
被共済者の加入年齢	保険金(1口)	加入限度金額	加入限度口数
6歳～14歳	100万円	1,000万円	10口
15歳～46歳		3,000万円	
47歳～54歳	50万円	1,500万円	30口
55歳～65歳	25万円	750万円	

5年満期		保険金(1口あたり)	
被共済者の加入年齢	保険金(1口)	加入限度金額	加入限度口数
6歳～14歳	30万円	900万円	30口
15歳～34歳			
35歳～70歳	25万円	750万円	

例えば

■40歳男性 保障10年(満期)、3口加入の場合 月額掛金:6,000円(1口2,000円×3口)

共済期間10年の保障内容	月額掛金の年間内訳	特徴
死亡したとき 死亡保険金	商工貯蓄保険料 8,892円 年間 事務手数料(経費) 3,600円 12,492円 積立金年間 約 59,508円 (満期金 約595,080円) その他、利息配当金が付与される場合有	ご加入時から10年間、 商工貯蓄共済保険料は変わりません 積立金は満期金として お返しいたします
高度障害状態になったとき 高度障害給付金		

商工貯蓄共済掛金の税務上の取扱い

1. 法人企業が掛金を支払う場合

・掛金のうち商工貯蓄共済保険料と事務手数料(経費)充当額は会社が保険金の受取人の場合に、損金算入できます。
・掛金を従業員に対する現物給与として計上したときは、全額損金算入ができます(貯共加入者は従業員となります)。

2. 個人事業主が掛金を支払う場合

・事業主分の商工貯蓄共済保険料は確定申告の際、生命保険料控除として所得から控除されます。
・掛金(従業員分)のうち、商工貯蓄共済保険料と事務手数料(経費)充当額は、事業主が保険金受取人の場合に必要経費となります。
・掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときは全額が必要経費となります(貯共加入者は従業員となります)。